

○佐賀県警察職員の人事評価に関する訓令（概要）

平成28年11月 1 日

佐賀県警察本部訓令第22号

この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2の規定に基づき、佐賀県警察職員の人事評価を実施するため必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 人事評価の意義
- 評価者等
- 人事評価の方法

などの項目からなっている。